納税課長
税務課長
収税課長 殿
収納課長
徴収課長

**オンライン参加可能**
**ZoomによるLIVE配信いたします**

2022年7月

一般社団法人 日本経営協会
北海道本部長　岩田　直之

NOMA行政管理講座（札幌）開催のご案内

# 一から学ぶ 納税義務者の拡張制度（納税義務の承継・連帯納税義務）と 納税の猶予制度の理論・実務

＜2022年11月10日（木）・11日（金）＞

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本会事業活動に格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、徴税吏員には税収の大半を占める固定資産税及び市町村民税を的確に徴収することが求められていますが、固定資産税については、納税義務者について相続が開始されたことによる①納税義務を相続人に承継すべき相続案件、②共同相続人を納税義務者とする連帯納税義務追及案件が、どの地方団体においても増加していると考えられ、これら案件を迅速かつ円滑に処理することが喫緊の課題となっております。また、新型コロナ感染症の影響等最近における社会経済状況に対応した措置として、市町村民税を中心に、事業の継続や生活の維持が困難となることにより納税が困難になっている納税者に対して適切な納税の緩和措置を講ずることが、税務行政として当然に求められるところです。

これらの課題に迅速かつ適切に対応するためには、地方税法総則に規定する「納税義務の承継」、「連帯納税義務」、「徴収の猶予」、「換価の猶予」及び「滞納処分の停止」の各制度を理解することが必須です。本講座では、これら制度の適用上の留意点等について実務上の取扱事例を多く取り入れるなどにより、徴収実務に即した実践的な理解をしていただくことを目的としています。

公務ご多忙の折とは存じますが、本講座に多数の徴収担当職員の方がご参加くださいますようご案内申しあげます。

敬　具

記

**日　　時：** 2022年11月10日（木）13:30～17:00（13:00から受付）
11日（金）　9:30～16:30

**会　　場：** 北海道建設会館 8F A会議室
札幌市中央区北4条西3目1番地
TEL（011）261-6188

**講　　師：** 税理士
川崎市財政局収納対策部滞納整理指導嘱託員
中山 裕嗣 氏

**負 担 金：**（一名当たり）

| | 負担金 | 消費税10% | 合　計 |
|---|---|---|---|
| NOMA会員 | 29,000円 | 2,900円 | 31,900円 |
| 一　　般 | 32,000円 | 3,200円 | 35,200円 |

＜会場略図＞

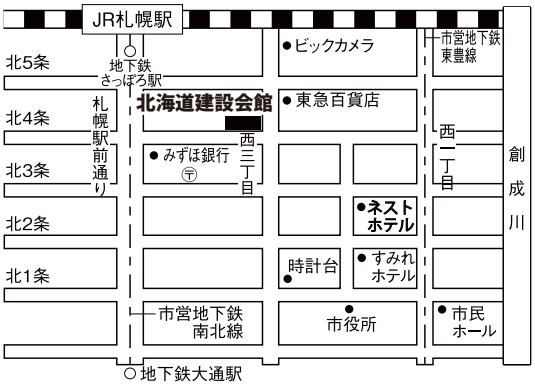


キャンセルについて
開催3日前～前日迄30%、開催当日は全額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承下さい。

**申込方法：** 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにて、下記へお申し込み下さい。
当会ホームページ上からも申込登録が可能です。 URL　http://www.noma.or.jp/
**折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書をお送り致します。**負担金は請求書に基づき開催日までにお納め下さい。この場合「領収書」の発行は省略し、「振込金受取書」を領収書に代えさせていただきます。お納めいただいたご負担金は原則として返却いたしかねますので、参加申込みの方のご都合が悪い場合は、代理の方にご出席いただくようお願い申しあげます。天候不良や参加少人数の場合、中止または延期させていただくこともありますのでご了承下さい。

**お申込み・お問合せ先：** 一般社団法人 日本経営協会　北海道本部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目 札幌北三条ビル
TEL(011)241-7500 FAX(011)241-7468　URL：http://www.noma.or.jp/

## ◆プログラム◆

地方財務協会編「地方税法 法律編」をご持参下さい。

### 1. 納税義務の承継
(主として相続による納税義務の承継を中心として)
⑴ 承継人及び相続分の調査
⑵ 相続財産法人からの滞納税金の徴収
⑶ 納税義務の承継手続
⑷ 改正民法(相続関係)と納税義務の承継

### 2. 連帯納税義務
(共有固定資産に係る固定資産税滞納案件の徴収を中心として)
⑴ 民法改正(債権関係)による連帯納税義務の影響
⑵ 連帯納税義務者に対する税額確定・徴収の手続
⑶ 固定資産税の賦課徴収と納税義務の承継・連帯納税義務との関係

### 3. 納税緩和制度
⑴ 徴収の猶予、換価の猶予
(各猶予の適用要件と猶予手続上の留意事項を中心として)
・適用要件及び猶予手続
・猶予の効果
・猶予の取消し
⑵ 滞納処分の停止
(滞納処分の停止の処理の考え方を中心として)
・滞納処分の停止のための調査の程度
・完結見込みがたたない滞納案件の滞納処分の停止の可否
・自宅不動産の差押えと滞納処分の停止の可否
⑶ 担保
(担保徴取手続の留意点及び民法改正への対応を中心として)
・担保の徴取手続
・保証人の保証又は第三者の所有不動産を担保として徴取する場合の取扱い
・改正民法(債権関係)による保証人に対する情報提供義務

**講師紹介** 中山裕嗣［ナカヤマヒロシ］氏

昭和52年法政大学法学部卒業
平成10年国税庁徴収部徴収課課長補佐
平成12年税務大学校教授
平成20年～東京国税局徴収部課長（特別整理総括第二課長、同一課長、徴収課長）
平成24年東京国税局徴収部次長
平成26年横浜中税務署長を最後に退官。同年税理士登録
平成27年東京地方税理士会税法研究所研究員
平成28年東京国際大学非常勤講師

＜主な著書＞
『租税徴収実務と民法（三訂版）』（大蔵財務協会H28年2月）
『租税徴収処分と不服申立ての実務（二訂版）』（大蔵財務協会H27年4月）
『租税徴収における事実認定の実務』（大蔵財務協会H26年10月）
『徴収・滞納処分で困ったときの解決のヒント』（大蔵財務協会R1年11月）
『租税徴収実務講座（改正民法対応版）全3巻,共著』（ぎょうせいR2年3月）
月刊『税』「一から学ぶ　租税徴収手続の理論・実務」（2014.10から2021.8まで掲載）
月刊『税』「徴収担当職員のための地方税徴収処分と審査請求の実務」連載中

※本講座の“出張講座”も承っておりますので、お問い合わせください。
※カリキュラムは諸事情により、変更になる場合がございます。

**FAX（011）241−7468**　下記ご記入の上、切り取らずにこのまま FAX してください。

## 11月10日・11日「納税義務者の拡張制度(納税義務の承継・連帯納税義務)と納税の猶予制度の理論・実務」申込書

60019231

| | | | |
|---|---|---|---|
| 団体名 | 電話（　　）　－<br>FAX（　　）　－ | | ＜ご連絡担当者＞<br>所　属<br>役　職<br>ふりがな<br>氏　名 |
| 所在地 | 〒 | | |
| 参加者名 | 所属・役職 | 担当経験年数 | 受講形態　□会場参加　□オンライン参加<br>メールアドレス　オンライン参加の場合は必ずご記入ください |
| ふりがな | | 年　ヶ月 | |
| ふりがな | | 年　ヶ月 | ＜連絡事項欄＞ |

＊請求書の宛先についてご教示ください。（□ 申込団体名・住所と同じ　□ その他　宛/送付先）

＊経験年数は現在の部課での年数をご記入ください。

該当する方にレ印をつけてください。　□ 日本経営協会会員（31,900円）　□ 一般（35,200円）

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理　②セミナーなど本会事業のご案内
なお、②がご不要な場合は□にチェックしてください。　□不要

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION